

指定居宅支援事業所

愛信園ケアプランサービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第 4071200739 号)

社会福祉法人筑前早良福祉会

令和 6 年 4 月 1 日

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービス	3
6. サービス利用料金等	4
7. 介護支援専門員の交代	5
8. 感染症予防及び蔓延防止のための措置	5
9. 高齢者虐待防止について	6
10. 身体拘束等適正化について	6
11. ハラスメント対策	6
12. 秘密保持と個人情報の保護について	6
13. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 筑前早良福祉会
(2) 法人所在地 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地
(3) 電話番号 092-812-3362
(4) 代表者氏名 理事長 津田鶴太郎
(5) 設立年月 平成元年 7 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対し、「居宅サービス計画」を作成することにより、適正な介護保険サービスの利用を図ります。
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 愛信園ケアプランサービス
平成 14 年 10 月 1 日指定 福岡県 4071200739 号
(4) 事業所の所在地 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地
(5) 電話番号 092-812-3362
(6) 管理者氏名 林 有輝子
(7) 当事業所の運営方針
①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき生活全般にわたる援助を行う。
②事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
③事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(8) 開設年月 平成 14 年 10 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福岡市中央区・西区・早良区・城南区、糸島市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除く)	
受付時間	月曜日～金曜日	9 時～18 時
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日	9 時～18 時

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤務状況	指定基準
1. 主任介護専門員	常勤兼務	1 名
2. 介護支援専門員	常勤兼務	1 名

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

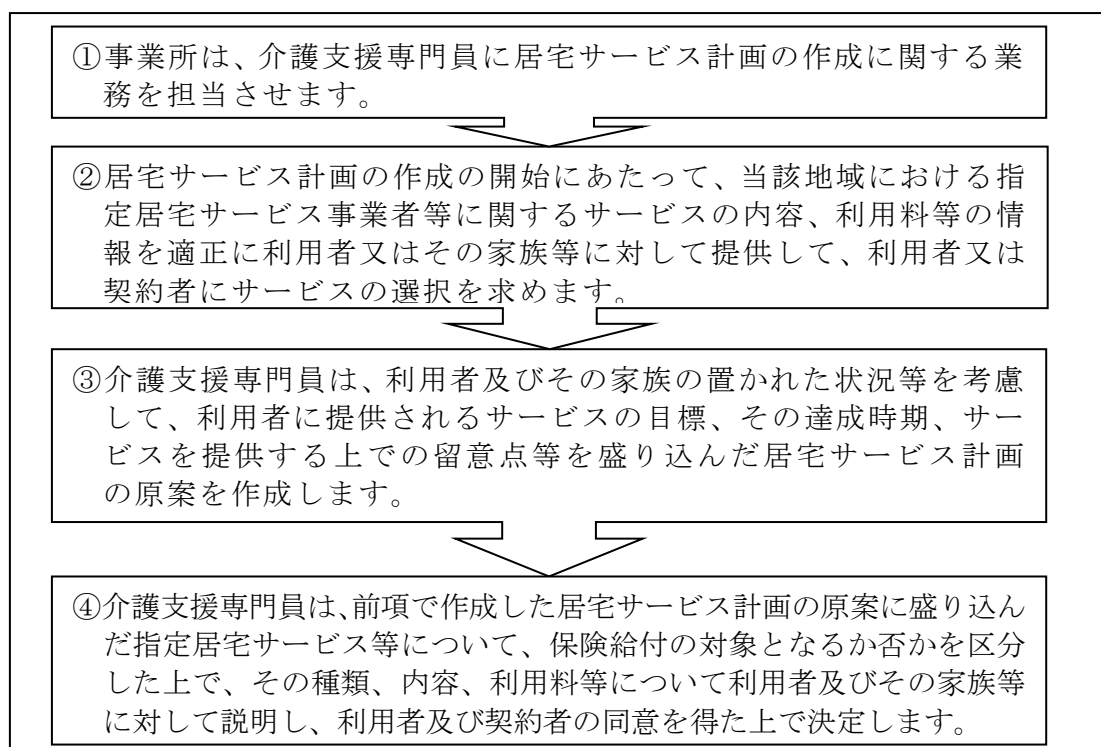
(1) サービスの内容（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

※ご利用者及びそのご家族等は、複数のサービス事業所の紹介を求めること、サービス事業者の選定理由を求めることができますので、必要であれば遠慮なく申し出てください。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または担当の介護支援専門員が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者及び契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援事業の業務範囲外の内容

ケアプランの作成やサービスの調整は行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外になります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介致します。

- ・ 救急車への同乗
- ・ 入退院時の手続きや生活必需品調達等の支援
- ・ 家事の代行業務
- ・ 直接の身体介護
- ・ 金銭管理

6. サービス利用料金等

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を、いったんお支払い下さい。当事業所にてサービス提供証明書を発行いたしますので、償還払いの手続き等、各区役所の福祉、介護保険課までお尋ねください。

(1) 居宅介護支援費

要介護 1・2	要介護 3～5
11,620 円	15,097 円

(2) 加算料金

○初回加算、通院時連携加算、医療連携加算、退院・退所加算、認知症加算、
独居高齢者加算、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算、緊急時等居宅カ
ンファレンス加算
等の加算

(3) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用され
る場合は、サービスの提供に際し、その境界線からの距離により 1 キロ 30 円の実費
を負担いただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記 (2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 15 日
までにお支払いください。

前記 (3) の交通費は、サービス利用時に、その都度お支払いください。

7. 介護支援専門員の交替

(1) 事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その場合、
利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとし
ます。

(2) 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が
業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所
に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特
定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 感染症予防及び蔓延防止のための措置

感染症の予防及び蔓延防止をするため、従業員に対し研修及び訓練の実施等、必要な
措置を講じるように努めます。

9. 高齢者虐待防止について

事業所は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する以下の措置を講じるように努めます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します

10. 身体拘束等適正化について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

11. ハラスメント対策

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 利用者またはその家族の同意を得た後、必要に応じてテレビ電話等（オンラインツール）を活用し、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスにて個人情報をできるものとします。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
----------------------	---

13. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付（契約書第 17 条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔氏 名〕 林 有輝子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9 : 00 ～ 18 : 00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜 1 丁目 4-1 電話番号 092-895-7067 F A X 092-881-5874
福岡市早良区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百地 2-1-1 電話番号 092-833-4356 F A X 092-846-8428
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼 6-1-1 電話番号 092-833-4106 F A X 092-822-2133
福岡市中央区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名 2-5-31 電話番号 092-718-1099 F A X 092-771-4955
福岡県国民健康保険団体連合会 福祉・介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7800 F A X 092-543-7857
福岡県社会福祉協議会 福祉振興部相談課運営適正化委員会	所在地 春日市原町 3-1-7 電話番号 092-811-0232 F A X 092-811-1616

また、ご意見箱（苦情受付箱）を事業所内に設置しています。

対応方法は、別紙「契約者及び利用者からの相談又は苦情を処理する為に講ずる措置の概要」に記載しています。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<説明者>

指定居宅介護支援事業所 愛信園ケアプランサービス
介護支援専門員 林 有輝子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容を納得し、了解の上下記に署名捺印を行ないます。

契約者 住 所

氏 名㊞

利用者との関係

利用者 住 所

氏 名㊞

<緊急時の連絡先>

氏 名㊞

利用者との関係

電話番号

携帯電話

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者又は契約者、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、契約者又は利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業所、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及び契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、利用者に係る他の居介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができます。
- ④緊急時には、本書に記載の「緊急時の連絡先」に直ちに連絡すると共に、受診等必要な場合はその手配を行ないます。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業所の責任により利用者に生じた損害については、

(1) 事故発生時

利用者の心身の安全を第一とし、その為に必要な処置を事故発生対応マニュアルに沿って行ないます。

必要に応じ家族への連絡、関係機関への連絡を速やかに行ないます。

(2) 事後処理

事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者及び契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険種目：介護保険・社会福祉事業者総合保険

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ④事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書（任意用紙）をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業所もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。その場合には、契約を終了する14日前までに解約書を発行します。

- ①利用者又は契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者又は契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. その他

ご利用者が傷病により入院する必要がある場合には、入院先の医療機関に、当事業所の担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先（812-3362）をお伝えください。